

## 生活 バイロット

### 後を絶たない悪質商法

消費者トラブルは、日常生活のさまざまな場面で起こり、訪問販売や電話勧説販売、ネット取引、詐欺的な利殖取引、いわゆる催眠商法などトラブルの内容は多岐にわたっています。消費者を守る法律の強化が行われていますが、悪質商法による被害は後を絶ちません。

現実があります。高齢者を狙った悪質商法の報道が目立つため、被害者の多くは高齢者だと思ふ人も多いかもしませんが、アイネスは契約だと自覚し自己責任で遂行することをうなづいています。この消費生活相談者は男女別でおおよそ半数、職業別では給与生活者を知つておくこと③事業者の説明や表示をしてよく考え、迷う物、必要のない物、その場で決めかねる物は、あ

性別、生活環境などさまざまな状況に合わせた手口があり、巧妙化・複雑化しており、誰もが被害者になり得る現実があります。被害を防ぐためのボイントとしては、①常に契約の基本を守り、商品やサービスを購入する場合には、「これが契約だ」と自覚し自分が見受けられます。

また契約をする上で注意点は、①相手はどこか何という事業者がきちんと分かっていませんか。相手は信頼できるのか③相手が販売している商品やサービスはどんなものか④代金など取引条件はどういう内容になつているのか②事業者に義務付けられている基本的な法律

の場面では見落としたり、確認できていなかつたりしているケースが見受けられます。不安や不審に感じられることがあります。また、鹤子弁護士の話を参考にしています)。また、

の場面では見落としたり、確認できていなかつたりしているケースが見受けられます。不安や不審に感じられることがあります。また、鹤子弁護士の話を参考にしています)。また、

### 契約の基本押さえ

97・534・4034(代表)まで問い合わせください。よろしくお願いします。

（県消費生活・男女共同参画プラザ）アイネス、☎097・534・0999(消費生

悪質商法には年齢、

まず「自分だけは絶対大丈夫」という思いませんが、意外と現実